

【ABC 消費者情報 Vol. 150】

◎電気料金の割引サービス案内についての相談が増えています。

■相談事例

○電力会社を名乗る電話があり、月々の電気代が安くなるので訪問して説明すると言われた。承諾した後、やはり不審に思い、利用している電力会社に電話したところ、そのような営業は行っていないと言われた。

○電気料金の割引サービスの案内だと言われ話を聞くと、実際は安くなった料金で電気温水器を購入しないかという勧誘の電話だった。その後、業者が訪問し契約したが、後で電気代も上がることが判明し、クーリング・オフを申し出た。(業者は電力会社の子会社のよなものとのことだった。)

■アドバイス

○電力の小売自由化以降、契約トラブル等が増えています。

○業者名または勧誘である旨を告げずに勧誘する行為は禁じられています。必要なければきっぱりと断りましょう。

○心配な時、迷う時は消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500 (相談専用)

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号
電話 099-808-7512